

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 19 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2014

課題番号：22530047

研究課題名(和文) 非国家主体に対する国家の管轄権行使に関する国際法の研究

研究課題名(英文) Research of International Law concerning State Jurisdiction over Non-State Actors

## 研究代表者

水島 朋則 (Mizushima, Tomonori)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60434916

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：外国国家に対する国家の管轄権行使に関する研究を通じて得た、国家の管轄権行使に関する国際法が複層的構造(「国家管轄権行使に原初的制約を課す国際法」と「国家管轄権行使を統一・調整する国際法」)をなしているという考え方を、非国家主体(未承認国家や国際決済銀行のような特殊なものを含む)に対する国家の管轄権行使に関する研究に応用することにより、日本を含む諸国の実行や国際判例が抱えているさまざまな国際法上の問題を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：An analysis of the scope of State jurisdiction over foreign States suggests that international law concerning the exercise of State jurisdiction is structured into two layers: 'international law which places primary limits upon the exercise of State jurisdiction' and 'international law which unifies and/or co-ordinates the exercise of State jurisdiction'. This research attempted to apply this idea to the scope of State jurisdiction over non-State actors including a 'sui generis' one, such as an unrecognised State and the Bank for International Settlement, and critically analysed the practice of Japan and some other States. Several recent decisions of domestic and international courts which this research examined include those of the Supreme Court of Japan (8 December 2011), the International Criminal Court, Pre-trial Chamber I (12 December 2011), the International Court of Justice (3 February 2012 and 20 July 2012) and the Supreme Court of the United States (17 April 2013).

研究分野：国際法学

 キーワード：非国家主体 管轄権 主権免除(外国国家免除) 未承認国家 対外国民事裁判権法 国連裁判権免除  
 条約 投資仲裁 訴追するか引き渡すかの義務

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 非国家主体に対する国家の管轄権行使については、伝統的には、領域外での犯罪に対する国家の刑事管轄権行使の問題として議論されてきた。2002年2月14日の国際司法裁判所の逮捕状事件判決等を契機として、とりわけ「普遍的管轄権」の問題を中心に、再び議論がなされるようになっていたが、議論は錯綜し、袋小路に入り込んでしまっていた観があった。

(2) 他方で、非国家主体に対する民事管轄権の行使については、国際法学者の関心を引くことはほとんどなかった。アメリカの外国人不法行為法をめぐる「民事普遍的管轄権」論がもたらしている学問的混乱は、そのような研究の乏しさを反映するものであった。

(3) また、かつて1980年代を中心に、企業に対する(とりわけアメリカの)独占禁止法の域外適用(国家の域外管轄権行使の一側面)の問題が盛んに論じられ、「効果理論」等が唱えられはしたものの、事態の沈静化とともに議論も下火になったままであった。

(4) 非国家主体に対する国家の管轄権行使に関する今日の問題として挙げられるのが、国家が人権を保障すべき範囲としての国家の管轄権問題である。この点については、ヨーロッパ人権裁判所の判例における「管轄権」概念の理解が必ずしも整合的でないことも影響して、学術的にもなお流動的な分野であった。

(5) このように、非国家主体に対する国家の管轄権行使に関しては、国際法の基本問題の一つとしての重要性にもかかわらず、今日の国際法学は十分な理論的対応ができていないように思われた。また、例えば独占禁止法の域外適用問題に関心をもつ研究者が、人権法分野における国家の管轄権の問題に関心をもつことがほとんどないという研究状況のため、非国家主体に対する国家の管轄権行使に関する国際法の総合的・体系的な分析は行われてこなかったのである。

## 2. 研究の目的

(1) 研究代表者は、本研究に取り組むまでは、外国国家に対する国家の管轄権行使に関する国際法を中心に研究を進め、それを通じて、その国際法が複層的構造をなしていることを実証してきた(「国家管轄権行使に原初的制約を課す国際法」と「国家管轄権行使を統一・調整する国際法」)。先行研究においては十分に認識されてこなかったこの構造把握は、このような構造把握を着想するきっかけとなった1927年の常設国際司法裁判所のロチュース号事件判決に照らしても、非国家主体に対する国家の管轄権行使に関する国際

法にも応用可能なはずであるように思われた。本研究は、そのような点に着想を得て、外国国家に対する国家の管轄権行使の場合と同様に、非国家主体に対する国家の管轄権行使に関する国際法についても新しい知見を得、それを通じて、国際法学界に新たな学術的問題提起を行うことを目的とするものであった。

(2) 本研究の全体構想としては、先行研究においてはそれぞれ独立の分野の問題として捉えられがちであったいくつかの「国家の管轄権行使」問題(刑事管轄権・民事管轄権・人権保障管轄権)について、それらを「非国家主体に対する国家の管轄権行使」という分野横断的な枠組にまとめ、その包括的な国際法構造を明らかにしようとするものであった。

(3) 非国家主体に対する国家の刑事管轄権・民事管轄権・人権保障管轄権の行使について、それぞれ、外国国家に対する場合との比較や、国家の管轄権行使に関する国際法の複層的な構造把握の可能性に着目しながら分析を行い、それらを総合しつつ、非国家主体に対する国家の管轄権行使について現代の国際法はどのような規制をしているのかを明らかにし、そのような国際法の規制の下で、国家は非国家主体に対してどのような管轄権行使をすべきであるのかを提示することが、本研究の最終的な目的であった。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究の基礎的な作業として、関連する各国の法律・議会資料・裁判例や条約の準備作業等の一次資料に加えて、書籍や研究論文等の二次資料を収集し、分析を行った。所属研究機関に所蔵していない関連資料については、適宜、国内外の他機関の図書館の協力を得て、また、資料によっては、他機関まで出かけて内容を確認の上、収集した。

(2) 本研究は、研究代表者が単独で行うものであり、また、研究代表者が専門とする国際公法の分野に限らず、国内刑事法・国際私法・人権法・裁判手続法等が関連する分野横断的な研究に取り組もうとするものであった。そのような事情も考慮し、研究会での口頭発表等の形で研究の中間的な成果を積極的に発表し、できるだけ他の研究者(他分野の研究者を含む)からのコメントや批判を仰ぐことに努めた。分野の性質上、国際的に研究成果を問うことも有益であるので、国際的な会議での研究発表の機会も得ることができるよう積極的に働きかけ(5. 主な発表論文等〔学会発表〕7件のうち、を除く6件)、また、研究成果は、できるだけ英文でも公表するように心がけた(同〔雑誌論文〕、〔図書〕)。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究（非国家主体に対する国家の管轄権行使に関する国際法）について研究を進める前提として、研究代表者がそれまで行ってきた研究（外国国家に対する国家の管轄権行使に関する国際法）の総括を行い、英語による共著の一部および日本語の単著として公表した（5. 主な発表論文等〔図書〕）。

(2) 2012年2月3日に国際司法裁判所が、外国国家の管轄権免除（主権免除）について初めて下した判決（ドイツ対イタリア事件）は、本研究の直接的な対象ではないものの、本研究の前提・背景に関わる極めて重要な判例であると考えられたため、補完的な検討を行い、日本語による共著の一部として公表した（5. 主な発表論文等〔図書〕）。

(3) それらを本研究の前提的基礎としつつ、外国国家と非国家主体との中間的存在とすることができる未承認国家（典型的には、日本から見た「北朝鮮」）に対する国家の管轄権行使に関する国際法上の問題を取り上げ、関連する日本の最高裁 2011（平成 23）年 12 月 8 日判決（北朝鮮著作物事件）に対する批判的考察を含む判例評釈を英文で（5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕）また、それを基礎として発展させた研究成果を、英文論文および日本語による共著の一部として公表した（同〔雑誌論文〕、〔図書〕）。

(4) 同様に非国家主体の一つと見ることができる国際決済銀行に対する国家の管轄権行使についても研究を行い、これまで存在が知られていなかった歴史的資料も参照することにより、戦後処理との関係で興味深い問題を提起している日本における国際決済銀行の特権免除について論文を執筆し、公表した（5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕）。

(5) 非国家主体に対して国家が行使する刑事管轄権の問題に関しては、外交特権免除を享有する個人に関わる現代的争点について分析し、論文にまとめ（5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕）外国の元首に対する国家の管轄権行使に関わる国際刑事裁判所 2011 年 12 月 12 日決定については、批判的考察を評釈にまとめ、公表した（同〔雑誌論文〕）。また、国際司法裁判所の 2012 年 7 月 20 日判決（訴追するか引き渡すかの義務事件）を素材として、拷問禁止条約の下での国家の刑事管轄権のあり方に関わる問題を取り上げ、国際司法裁判所が用いた「当事国間対世義務」や「普遍管轄権」という概念について批判的に考察した論文を公表した（同〔雑誌論文〕）。

(6) 非国家主体である投資家が、投資受入国に対して提起してきた投資仲裁については、投資仲裁判断を国家が執行する場面（執行管

轄権の行使）に関わる問題を取り上げ、投資受入国に与えられる執行免除の範囲を拡大する近年の執行について批判的に検討し、日本語論文および英語による共著の一部として公表した（5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕、〔図書〕）。

(7) アメリカの外国人不法行為法の適用による領域外管轄権行使に関わるアメリカ連邦最高裁 2013 年 4 月 17 日判決（キオベル対ロイヤル・ダッチ石油）は、非国家主体に対する国家の民事管轄権の行使について重要な国際法問題を提起するものであり、それに対する批判的考察を、日本語による共著の一部として公表した（5. 主な発表論文等〔図書〕）。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 7 件）

水島朋則「拷問禁止条約における当事国間対世義務と普遍管轄権について一訴追するか引き渡すか義務事件（ベルギー対セネガル）を素材として」法政論集 255 号（2014 年）pp 687-714（査読なし）

Mizushima Tomonori, 'The Settlement of a Private Person's Claim against a Foreign "State": The Case of Japan's Foreign State Immunity Act', *Chinese (Taiwan) Yearbook of International Law and Affairs*, Vol 30 (2014), pp 31-47（査読あり）

水島朋則「投資仲裁判断の執行に関する問題」RIETI Discussion Paper Series, 13-J-078（2013 年）pp 1-20（査読あり）

水島朋則「外国の元首の逮捕と引き渡しに関する国際刑事裁判所への協力義務—パシル事件」国際人権 24 号（2013 年）pp 137-138（査読なし）

Mizushima Tomonori, 'Korean Film Export & Import Corp. v. Fuji Television Network, Inc.', *The American Journal of International Law*, Vol 107 (2013), pp 627-631（査読あり）

水島朋則「国際経済法分野の 2 考察—国際決済銀行の特権免除とフィリピンの蒸留酒税事件を素材として」法政論集 245 号（2012 年）pp 57-122（査読なし）

水島朋則「国際犯罪と外交特権免除の交錯」国際問題 592 号（2010 年）pp 28-37（査読あり）

〔学会発表〕（計 7 件）

Tomonori Mizushima, 'International Human Rights Law and the Law of International Organisations: An Examination of Jurisdiction to Secure Human Rights', *European Society of International Law, International Human Rights Law Interest Group Meeting*（2014 年 9 月 30

日) オーストリア(ウィーン)

Tomonori Mizushima, 'The Role of the State after an Award is Rendered in Investor-State Arbitration', *World Trade Institute, University of Bern* (2013年11月8日) スイス(ベルン)

水島朋則「日本の裁判所による国際法の適用について」国際法学会2013年度研究大会(2013年10月14日) 静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

Tomonori Mizushima, 'Domestic Courts as Compliance Enforcers', *ILA Regional Conference* (2013年8月30日) ギリシャ

Tomonori Mizushima, 'The Settlement of a Private Person's Claim against a Foreign "State": The Case of Japan's Foreign State Immunity Act', *ILA-ASIL Asia-Pacific Research Forum* (2013年5月16日) 台湾(台北)

Tomonori Mizushima, 'Recognition of States in the Context of the Protection of Intellectual Property Rights', *Conference on International Aspects of Intellectual Property Law* (2012年12月1日) アメリカ(アリゾナ)

Tomonori Mizushima, 'The Enactment of Japan's Foreign State Immunity Act in 2009: Its Significance in the New Age of Globalization', *The Third Four Societies Conference* (2010年8月27日) 淡路夢舞台国際会議場

[図書](計6件)

水島朋則他『国際法学の諸相—到達点と展望』(信山社、2015年)946pp(pp227-243)

Tomonori Mizushima et al, *The Role of the State in Investor-State Arbitration* (Brill, 2014) 496pp(pp274-292)

水島朋則他『国際裁判と現代国際法の発展』(三省堂、2014年)479pp(pp270-294)

Tomonori Mizushima et al, *International Law in the New Age of Globalization* (Martinus Nijhoff Publishers, 2013) 448pp(pp367-387)

水島朋則『主権免除の国際法』(名古屋大学出版会、2012年)335pp

水島朋則他『現代国際法の思想と構造(歴史、国家、機構、条約、人権)』(東信堂、2012年)384pp(pp161-179)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

水島 朋則 (MIZUSHIMA, Tomonori)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 60434916